令和８年（フ）第１５１２号
東京都多摩市乞田838番地の２メゾン多摩105
債務者　岩山　　茂
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４９号
神奈川県綾瀬市上土棚南１丁目３番20―203号
債務者　片野　奈那
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４２号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目30番14―701号
債務者　本間　　進
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９７１号
横浜市西区中央１丁目35番７―201号
債務者　白木　　亮
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１２号
神奈川県鎌倉市長谷５丁目17番２号
債務者　高橋　利哉
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１６号
横浜市南区万世町２丁目29番地１　ジェノヴィア阪東橋Ⅱスカイガーデン504
債務者　赤名　信人
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１５９号
横浜市中区大和町２丁目40番地３　ＰａｒａＮｉｎｏｓ　Ｙａｍａｔｅ103号室
債務者　東　　鈴美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１７１号
横浜市戸塚区柏尾町1042番地10
債務者　向井　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３２号
横浜市栄区長沼町316番地２　塩業ビル307号
債務者　丸岡　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３４号
横浜市西区岡野２丁目15番６号　岡野福祉会館
債務者　喜多佐和子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２４１号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目１番20号　サンライフ片瀬105号室
債務者　松井なぎさ
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２４５号
横浜市栄区小山台２丁目44番３号
債務者　鍋倉　希代
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２４７号
横浜市泉区和泉中央北４丁目15番21―202号
債務者　槻木まゆ美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２６３号
横浜市青葉区美しが丘５丁目28番地19　西谷ハイツ303
債務者　三田　航輝（旧姓琴与）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２８８号
横浜市南区堀ノ内町２丁目231番地54　アフィット横浜弐番館204
債務者　島　　隆之
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０２号
新潟市南区十五間251番地１　セゾンＢ101、申立時の住所新潟市西蒲区熊谷121番地
債務者　長谷川直子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９１号
新潟市中央区女池西１丁目27番２号　グリーンハイツＡ－１号
債務者　不破野勝幸
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０３号
新潟市中央区山二ツ４丁目12番16号　コーポ松101号
債務者　若槻由香里
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
　　新潟地方裁判所民事部